

## 第21回報農会シンポジウム「植物保護ハイビジョンー2006」

### ー 農産物における農薬残留問題（輸入作物を含めて）ー

平成18年9月22日に第21回報農会シンポジウムが「北とぴあ」（北区王子）で開催されました。岩本 毅理事長の開会挨拶に引き続き4課題の講演と「植物病害制御に関する最近の話題」と題して山口 勇氏の特別講演が行われました。当日ご出席いただけなかった会員の皆様へのご連絡として以下に4課題の抄録を掲載しました。

なお、テキスト(B5判67頁)の残部がございますのでご希望の方は事務局までお申し付け下さい。ご利用いただければ幸いです。(1部1,000円)

### 植物防疫の現状とその課題

農林水産省植物防疫課長 別所 智博

19世紀半にアイルランドにおけるジャガイモ疫病の侵入とまん延、及びわが国江戸時代に起きたウンカの大発生による深刻な飢饉を例に輸入検疫や病害虫防除の重要性を強調され、それらを含む現在の植物防疫課の所掌内容とそれに伴う課題について述べられた。特に、食品の安全性、環境保全といった人類的問題と個々の課題である農薬の飛散防止、IPM、臭化メチル代替剤との関係を明快に説明された。

法律的には植物防疫の内容として検疫と防除が含まれるが、輸出入検疫の占める割合が大きく、しかも、作物輸出入量の増加に伴い業務拡大が不可欠で人員の増員をしている現状である。防除事業の柱は作物病害虫の発生予察と重大な被害の恐れのある病害虫のまん延を防止するための緊急防除である。防除に関するホットな課題として、食品残留基準へのポジティブリストの導入に関連して、農薬の飛散防止対策が重要となっている。従来から問題となっている周辺住民への影響とは別に、農家の身に覚えのない農薬が作物に残留するのを防ぐためである。これまで設定されていた各作物の農薬の種類と許容基準値はそのまま適用されるが、基準のない農薬については0.01ppmという暫定的基準が適用されるため、近隣の他作物などに散布された農薬のドリフトによる残留は致命的になる可能性があるのである。ドリフト対策の徹底がトラブル防止のために必要である。

継続的課題として雑草を含めたIPMの推進がある。IPMが農薬の過剰使用抑制によって、残留の少ない安全な作物の供給だけでなく、農地、水、環境保全のためにも重要であることを国民的に理解されるよう取り組みを支援する。もうひとつの課題はオゾン層破壊物質として2005年で製造、使用が全廃された臭化メチルの代替剤、代替技術の開発である。土壤消毒用としては限定された量が不可欠用途として認められているが、将来的にはこの分野でも代替技術による置き換えが必要であり、対策と支援を実施する。

国内検疫については、現在沖縄県で発生しているカンキツグリーンニング病まん延防止対策としてかんきつ類の県外への持ち出し禁止とこの病気の媒介昆虫であるミカンキジラミの防除、罹病樹の処分などを推進している。

輸出入検疫での課題は検疫措置の国際的調和を図るための制度改善である。国際植物防疫条約や衛生植物検疫措置の適用に関する協定などに従って、貿易の不当な制限とならない範囲で有効な検疫を行うためには検査対象となる病害虫の種類の見直しを継続して行う必要がある。輸入産物の多様化する中での諸外国からの輸入産物の解禁要請への対応やわが国農産物輸出拡大に向けた国内での検疫整備などに基づいた相手国への解禁要請も必要である。

このような多様な業務を持続的社会構築の重要要素である持続的農業推進のための取り組みと捕らえ行政サイドからの努力を期待する次第である。 (抄録 河野義明)

## 農薬ポジティブリスト制度導入に伴う市販食品の安全性確保への対応

東京都健康安全研究センター多摩支所 永山敏廣

食品衛生法第11条第3項の規定が平成18年5月29日に施行され、これにより市販食品に導入された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物を含める農薬等に係るポジティブリスト制度の概要を、次いで市販食品の安全性確保を、監視体制、検査、実態等の観点から紹介された。

市販食品中残留農薬の規制については、130食品以上に係る250農薬の基準が設けられていたが、ポジティブリスト制度が導入され、一律基準(0.01ppm)、不検出基準、暫定基準が新たに設けられ、対象外物質が指定された。農薬等が人の健康を損なうおそれのない量以上含まれる食品の流通が原則禁止されることとなった。

市販食品の安全性確保のための監視体制として、輸入食品は海空港の検疫所で審査及び検査が行われるが、現在では84の国、食品、農薬の組合せで、17カ国から輸入される60種類の食品に対し、26種類の農薬が規定され、全ロットについて製品検査を受ける。また別にモニタリング検査や確認検査による抜き取り検査も行われる。国内流通食品は、出荷前検査、各地方自治体による抜き取り検査が実施されている。それらの検査方法も概要が紹介されている。

農産物中の農薬残留実態は、厚生労働省より地方公共団体や検疫所などにおける検査結果などを集計し、平成6年度から公表されている。平成14年度の結果に基づいて、違反事例、国産品27件(0.025%)、輸入品83件(0.03%)について食品ごとに農薬名が紹介され、ポジティブ制度導入への背景を説明した後、同制度導入後の違反例、輸入食品15件などを紹介した。輸出国との基準値の違いから日本の基準を超える事例が頻発することも推測されるとしている。

食品由来の農薬摂取に関して、生鮮農作物に残留した農薬は剥皮、水洗、加熱調理などにより減少し、実際に食事から摂取される農薬量は残留実態より少ないとしながらも、厚生労働省は、調理後に残った農薬量を測定し、食事から実際に摂取している量を調査し、結果を公表している。調理後にも残っている場合が観察されているが、通常の食事からの

農薬摂取が原因で健康上問題が生じることはないと判断されている。

本制度の施行により、農薬等の残留についての抜け道はほとんど閉ざされ、より厳しく規制されるようになった。生産から消費に至る相互信頼が構築され、消費者の安心につながることを期待される。(抄録 上村英雄)

## 中国における農薬の使用実態と食品の安全性

(財) 雑賀技術研究所 佐藤元昭

我が国の食糧事情に大きく影響を及ぼす中国の農薬事情と食品安全対策について、自らの経験を織り交ぜて興味深い中国の農業、農薬の実情を講演された。中国は食品安全の取り組みの目的の一つに「食品産業の国際競争力の強化」を挙げており、日本のポジティブリスト制に強い関心を寄せ、一律基準 0.01ppm などに『緑色関税障壁』と反発しながらも、その対応に真剣に取り組んでいることを紹介された。

### ① 中国農業事情

中国では、分革(1966~1969年)が終焉した後の1978年から、集団栽培・政府買上・収益分配をベースとした生産性の良くない「人民公社体制」を改め、「請負制度」により義務供出を超えた収穫物は農民の自由裁量(政府買上)方式に改めたが、政府買上農産物が急増し財政危機を招いた。これを回避すべく1985年に契約栽培に切り替えたところ、高品質農産物の増産を達成し、日本への輸出量が急激に増加し、日本の農産物市場が混乱、セーフガードの発動に至った。結果として、中国は2001年12月にWTO加盟を果たすが、農産物の評価基準や取引ルールを欧米や日本と同等なものに改めなければならなくなった。

開放政策の進展で工業化が進み、都市部や沿海部が急速に近代化されるに伴い、これらの地域と内陸部の所得格差が広がった。政府もこれを問題視し、重要課題として3農問題(農業・農民・農村)を掲げた。今、中国では、技術も規格基準も国際化すべく国を挙げて取り組んでいる。工業化が進み、農業人口が都市部に流入し、食事内容の穀物離れが進み、欧米並みの食事になったとき、食糧輸入国の仲間入りをする現実が突きつけられるほど遠くは無いであろう。

### ② 中国の農薬事情

中国で常用されている農薬は約270種類で、そのうち約150種類が『無公害』農産品生産用に推奨されている。そのうち116種類の農薬が日本の暫定基準値設定農薬と一致しているという。

農薬生産量は、1995年に23.3万tだったが、2003年には86.3万t(約4500億円)に達した。殺虫剤45%、除草剤20%、殺菌剤6%、その他29%の割合となっており、東南アジアへの輸出(27.4万t)が増えている。国内に約2000社の農薬メーカーがあり、約180種類の農薬と400種類の製品を生産している。

中国でも、都市部の消費者を中心に毒性や環境問題に目が向けられ、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン等の毒性値の高い農薬が減少し、アセフェート、アバメクチンなど低毒性で効果の高い農薬が伸長している。

### ③ 中国政府の食品安全への取り組み

中国の食品安全指導思想は、公衆の健康水準の向上、就業の促進と農民収入の増加および食品産業の国際協力の強化に集約される。安全性を付加価値として国際競争力を高め、輸入を抑制し輸出を拡大することであり、国力の強化とも見られる。日本で、中国からの輸入冷凍ハウレンソウから基準値を超えるクロルピリホス検出が相次いでマスコミ報道されたことから、中国では輸出を野菜出荷登録基地のみに制限し、登録を義務付け、管理細則を強化するなどの処置をとった。この事からも中国では、日本のポジティブリスト制に強い関心を寄せ、一律基準値 0.01ppm 等に『緑色関税障壁』と反発しながらも、その対応に真剣に取り組んでいることが分かる。 (抄録 重野武夫)

## 茶生産農家におけるトレーサビリティへの対応

有限会者 ネクト 望月 信一

茶は、フードファクターが小さいが乾物として濃縮されるため、農薬の残留値が高く出て来るので取り扱いが難しくなる。即ち、収穫された生葉は製茶されて生葉重の 1/5 となるために農薬量は濃縮され、残留値が高く出ることになる。

茶は、野菜や果物のように収穫されたものがそのままの姿でスーパーや店頭などに並ぶ農産物とは異なり、茶園から摘み取った生葉を農家段階の製茶工場で「荒茶」に加工し、荒茶は茶商（茶の再製加工・流通業者）の手で、選別、乾燥、ブレンドされ、袋詰にされた後店頭で並ぶ。また、4月から5月に収穫製造される一番茶、6月から7月に収穫製造される二番茶など、年間3回から4回製造される。さらに、茶商は、高級品から普及品まで、価格にあった特色ある茶を作るため、いろいろな産地や生産時期の茶をブレンドする。このため、茶のトレーサビリティシステムは青果物に比べて非常に煩雑となる。

演者の宣伝になるが、ネクトとは Nature の N, Ecology の E, Clean の C 及び Tea の T の頭文字を取って名を付けられた。平成10年11月に社員（出資者）32名、契約農家86戸、出資金7,100万円、茶園面積92ha、機械設備240k4ライン、茶工場建設事業費10億7000万円を持って有限会社ネクトが設立された。ネクトは、平成15年に静岡市農協、茶商の岩崎功商店と共同し農林水産省の助成事業を活用して、茶のトレーサビリティシステム構築に取り組んだのがこの事業の始まりとのことである。

一年間の荒茶生産を見ると、量的には秋冬番茶が断然多いが金額的には、初夏収穫の一番茶が断然多い。従って、茶農家としては一番茶が大きな収入となっているだけに、一番茶に対する病虫害防除管理には特に神経を使っているようである。二番茶以降の管理は、一番茶を多く収穫するための茶樹の保護管理が中心となる。その意味からすると最終番茶

(四番茶)の収穫は、一番茶に向けての最も大切な茶樹管理になるのである。

演者は、病虫害防除の総論とトレーサビリティとの接点についての講演内容が多く一部割愛された所があるため、それについて補足させていただいた。(抄録 塩澤宏康)